

研究ノート

経済政策と地方債

大野 拓行

I はじめに

我々は大野(1988, 1991, 1992)において、計量モデルによる地方財政の分析を行ってきた。このような分析を行ってきた理由は、大野(1988)にも述べているように、地方公共団体による財政支出は公的支出総額の76%(平成3年度)をも占めており、日本経済において重要な役割を担っていること。さらに、日本における地方財政の特徴はそれ自身の独立性が弱く、中央政府の政策、経済全体の状況に大きく依存していることであり、このような地方財政を分析するには、地方財政部門を1つのサブセクターとする経済モデルを作成し、経済諸変数と地方財政の関わりを分析することも有益であると考えたからである。

これらの分析のなかで、中央政府の政策手段としての地方債発行の重要性が認識されようになってきた。国から地方の移転では、地方譲与税、地方交付金、国庫支出金がよく取り上げられる。このうち、地方譲与税は平成2年度の税制改革において創設された消費税関連の消費譲与税を含めても、歳入総額に占める割合は2%(平成3年度)にすぎない。地方交付税は国税3税(所得税・法人税・酒税)の32%、消費税の24%、たばこ税の25%の合計額が用途を特定することなく国から交付されるものであり、平成3年度において歳入総額の17.4%を占めており、地方公共団体の重要な財源となっている。しかし、個別地方公共団体においてはその交付額の大小は重要であるが、地方財政全体にとっては経済状況に左右されるものの直接的に中央政府の政策

を反映するものとは考えられない。

一方、国庫支出金は地方公共団体の特定経費の財源として、国庫から支出されるものであり、委託金、負担金、補助金からなる。この国庫支出金は中央政府の政策意図を地方公共団体に浸透させる手段となっていることは衆知の事実である。また、支出金の交付にあたっての条件は画一的なものが多く、地域の特殊性が疎外されるケースも多い。地方公共団体の歳入総額に占める国庫支出金の割合は減少傾向にあり、平成3年度には13.1%までになっている。地方財政の独立性の確保という観点から見ると、国庫支出金の割合低下は望ましいと考えられるかもしれない。しかし、国庫支出金の割合低下と地方債の発行増は関連があると考えられ、国庫支出金における中央政府による政策浸透が、地方債を通じてもなされていると思われる。本稿では、このような観点から地方債の現状をみていくことにする。

II 地方財政の現状と地方債

自治省は1月3日に平成4年度の都道府県の決算を発表した。それによると、平成4年度の都道府県決算の特徴は次のようになっている。

- ① 47都道府県の決算総額は歳入48兆44億円(対前年度伸び率4.8%)、歳出47兆4,397億円(同4.9%)である。なお、平成3年度の歳入歳出の対前年度伸び率はともに7.8%であった。
- ② 歳入のうち最大の収入源である地方税収入は景気低迷のあおりをうけて前年度より1兆3,580億円少ない16兆6,268億円であった。対前年度減少率は7.6%であり、これはオイル・ショックの影響で対前年減少率が7.9%となった昭和50年以来、17年ぶりのマイナスの伸び率である。また、減収額が最も大きかったのは東京都で、前年度比9.7%の落ち込みであった。
- ③ 地方債発行高は前年度比47%増の5兆1,845億円であり、歳入総額に占める割合は10.8%と過去10年間で最高水準となった。
- ④ 歳出面では、義務的経費は2.2%の増加で、歳出総額に占める割合は40.0%となり昭和29年度以降の最低水準である。
- ⑤ 大野(1991)において注目した地方単独事業の伸びは前年度比21.3%増の1兆

2,111 億円となり、都道府県決算としては始めて補助事業費を上回った。⁽¹⁾

我々の地方財政モデルにおける変数は、都道府県決算額と市町村決算額の単純合計額から地方公共団体間における重複額を控除した純計額であるが、ここでの特徴は地方財政全体が現在おかれている状況を示していると考えてよいであろう。

つぎに、『平成5年度版 地方財政白書』で地方債の現状を見てみる。平成3年度における地方債の決算額（純計額、以後断りがない限り、数値は純計額である）は7兆2,587億円と前年度に比較して16%増となっている。これは一般単独事業債が前年度比26.6%増になったのをはじめ、公共用地先行取得事業債が48.8%、一般公共事業債が18.3%増と高い伸び率であってことが原因である。地方債依存度は平成元年度には7.5%まで低下したものが、その後は上昇傾向となり、平成3年度には8.5%となっている。

地方債の目的別発行高をみると、最も高い割合を占める一般単独事業債は平成元年度に地方債発行総額の32.7%（昭和41年度は14.1%）を占めるまでになっていたが、平成3年度にはさらに2兆7,766億円と発行総額の38.3%を占めている。一般単独事業債の急増とその発行総額に占める割合の上昇は、近年における地方債の大きな特徴である。なお、平成3年度末における地方債現在高は前年度末より6.5%増加して58兆6,899億円に達している。

以上のように要約した地方財政を取りまく現状はバブル崩壊過程のものであり、今日では景気はさらに悪化しており、地方財政が地方債に依存する体質はさらに長期化する可能性は高いと言わざるをえない。

III 地方債の機能

地方財政における地方債の役割としては多くの研究者が4つないしは5つの機能を列挙している。和田・野呂（1992）では、①社会資本整備と地域発展、②負担の公平化③財政統制と政策誘導、④景気調整、⑤応急的な財源補填、高寄（1988）では、①

(1) 補助事業費とは、国庫支出金の交付を受けて施行する事業費であり、単独事業費とは、国庫支出金を財源としない事業費である。一般には、補助事業は中央政府の政策を反映していると考えられている。

財源調達機能, ②財政統制機能, ③政策誘導機能, ④財源補填機能, また兼村(1988)では, ①資源配分, ②財源補填機能, ③負担の均等化あるいは公平化を列挙している。また, 渡辺(1993)では財源補足機能に焦点を当てた議論がなされている。このように機能の分類方法は多様であるが, 共通していることは, 地方債の機能が大きく本来の機能と拡張された機能の2つに区分できることと, 拡張された機能が多くの問題を含んでいて, 特に地方債の発行許可制を通じて, 中央政府が地方財政に大きな影響を及ぼしているとの認識である。

(1) 地方債の本来の機能

地方債は地方公共団体がその所要経費をまかなうべき収入の不足を補うために, 証書借入れまたは証書発行の方法によって資金を調達する債務で, その履行が1つの会計年度を越えるものである。地方債は将来における財政負担を伴うものであるから, 発行は慎重に行う必要があるのは当然である。地方財政法は第5条で「地方公共団体の歳出は, 地方債以外の歳入をもって, その財源としなければならない。」とし, 非募債主義を原則として掲げている。

しかし, 地方債もその運用を誤らなければ一定の機能を発揮し, 効果が期待できると考えられ, そのようなものとしては

- ・償還財源を見込める事業における地方債の活用
- ・教育施設やその他公共施設の建設など当該地方公共団体の財政規模にとっては大規模かつ臨時的な事業で, その事業がもたらす便益が後世代の住民にも及ぶものが考えられている。このようなことを考慮して, 地方財政法においても, 「但し, 左に掲げる場合においては, 地方債をもってその財源とすることができる。」として, 次の5つを挙げている。

- ① 交通事業, ガス事業, 水道事業その他地方公共団体の行う企業に要する経費の財源とする場合。
- ② 出資金及び貸付金の財源とする場合。
- ③ 地方債の借換のために要する経費の財源とする場合。
- ④ 災害応急事業費, 災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合。
- ⑤ 普通税⁽²⁾の税率が⁽³⁾いづれも標準税率以上である地方公共団体において, 戦災復旧

事業費及び学校その他の文教施設，保育所その他の厚生施設，消防施設，道路，河川，港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費並びに公用若しくは公用に共する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費の財源とする場合。

これらは適債事業とよばれている。このうち，①は公営企業に関するもので，②～④までは例外的なものと考えられるので，地方公共団体の一般会計における地方債で重要なものは⑤の適債事業であろう。

地方財政法において地方債を発行できるのは適債事業に限られているのであるから，地方債の機能も適債事業から発生していると見るのは当然であろう。地方債の機能のうち「負担の公平化」，「社会資本整備」などは適債事業において機能しており，地方財政法の主旨に合致したものである。しかし，「負担の公平化」や「社会資本整備」を目的として発行した地方債が「景気調整」機能をも合わせ持ち，このことが逆に，「景気調整」機能を期待しての地方債発行となっている現状がある。

(2) 地方債の拡張された機能

このように地方債の本来の機能は「負担の公平化」や「社会資本整備」の機能であるが，これらの本来の機能に付随して，「景気調整」機能や「資源配分」機能が発生してくる。さらに，地方債の大きな特徴である起債の許可制が加わることにより，「財政統制」，「政策誘導」の機能が付加され，「景気調整」機能が中央政府のコントロール化におかれることになると考えられる。

地方自治法第230条によると「普通地方公共団体は，別⁽⁴⁾に法律で定める場合におい

- (2) 普通税のうち道府県たばこ税，市町村たばこ税，鉦区税，狩猟者登録税，特別土地保有税及び法定外普通税を除く。
- (3) 標準税率とは地方公共団体が通常よるべき税率であり，地方税法によって税目毎に定められている。この標準税率を越える税率は超過税率と呼ばれる。地方公共団体は財政上，特別の必要がある場合は超過税率を採用することができるが，地方税法では，税目によっては，地方自治体がそれ以上の税率を採用することのできない制限税率を設けている。『平成5年度版 地方財政白書』によると，平成3年度において46道府県すべてが道府県民税法人税割に超過税率を適用しており，3,237市町村のうち約半数の1,499市町村が市町村民税に超過税率を適用している。地方債発行における普通税の税率制限は，地方財政法第5条の主旨に沿ったものであるが，地方公共団体にとって重要な地方税の税率決定を制限するものになっていることは否めない。

て、予算の定めるところにより、地方債を起すことができる。」と地方債発行の原則自由を認めている。しかし、第250条において「普通地方公共団体は、地方債を起し並びに起債の方法、利率及び償還の方法を変更しようとするときは、当分の間、政令の定めるところにより、自治大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。⁽⁵⁾」とし、昭和22年地方自治法改正以来、「当分の間」の許可制が存続しているのである。このように長年に渡って許可制が存続している理由として、矢野(1988)では①国全体の金融市場の円滑性を確保する見地から地方公共団体の資金需要についても政府および民間の資金需要との調節をはかる必要があること、②有力団体への資金の偏りを防ぎ、地方公共団体への公平な資金配分をはかること、③地方公共団体の財政事情等からみて後年度に過重な負担を残すことのないよう地方債発行の適正限度を保持させる必要があること、を挙げている。また、和田・野呂(1992)では④許可制と元利償還財源の保障制度があるために円滑な金融機関借入れができること、などを挙げている。地方債発行が地方公共団体の財政基盤の脆弱性から発生していることを考えると、その脆弱性の保障として「許可制」を採らざるをえない現状は現在においても大きく変化していないと考えられる。

では、起債の許可制により付加された財政統制機能、政策誘導機能とはいかなるものであろうか。高奇(1988)によれば、「財政秩序を乱す地方団体に対する制裁措置としては、交付税、補助金などは一応、法律的なルールに拘束されるが、地方債はその点かなり裁量処分の効く統制手段である。」とし、起債の許可制が地方財政統制の一つの手段となっていることを論じている。また、「景気対策などでも公共投資の半分以上を地方自治体が占めており、しかも、即効性を期待するならば、大型事業の比較的少ない地方公共団体の公共投資に依存せざるをえない。その具体的な方法は地方債が補助金・交付税と連動することに、実質的には補助金化していることである。」と地方債

-
- (4) 地方公共団体は普通地方公共団体と特別地方公共団体に区分される。普通地方公共団体は都道府県・市町村の団体からなり、一方、特別地方公共団体は特別区、地方公共団体の組合、財産区、地方開発事業団からなる。
- (5) 具体的には、毎年、地方債計画と地方債許可方針に基づいて、自治大臣が大蔵大臣との協議を行う。これに従って、都道府県、政令指定都市、特別区については個別に許可が行われる。市町村については、決定された都道府県別、事業別配分枠の範囲内で、都道府県知事が財務局と協議して許可が行われる。和田・野呂(1992), p. 104.

の政策誘導機能を論じている。ここで重要なことは、中央政府は国庫支出金などを通じて、財政統制や政策誘導を行うことが可能であるが、地方債の起債の許可制を利用することで、裁量的でしかも国家財政に負担を掛けずに目的を達成できる点である。

最後に「財源補足機能」について触れておく。地方財政法第5条に「地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳出をもって、その財源としなければならない。」とあるように名目上は、地方債に財源としての機能を求めてはならないことになっている。しかし、昭和50年度において年度中に生じた地方税の大幅な減収を補填するために、交付税特別会計の借入れによる地方交付税の増額とともに地方債の大量発行が行われ、その後も特例地方債として地方債が発行されてきた。地方債のこの機能は財源補足機能と呼べるものであり、バブル崩壊後の景気低迷をうけ地方税増収が見込めないことから、これからも重要な役割を占めると思われる。

IV 地方単独事業の拡大と地方債の役割

一般単独事業債の近年における急激な増加は、各地方公共団体が「自主的・主体的な活力ある地域づくりや住民生活に身近な生活関連社会資本の整備等を図るため、国の補助等を受けずに自主的に地域の実状に応じて実施する地方単独事業を積極的に推進しており、近年、その規模は大幅に拡大し、地方財政のみならずわが国経済においても大きな役割を果たすものとなっている。」（『平成5年度版 地方財政白書』より）というのが表面上の原因であることは確かであろう。確かに性質別歳出純計決算額の構成比の推移を見てみると、義務的経費の構成比は近年においては、昭和61年度の48.5%から年々低下しており、平成3年度には41.2%になっている。一方、投資的経費の構成比は昭和61年度の28.1%から平成3年度には30.3%までになっている。また、投資的経費のほとんどを占める普通建設事業費のうち、補助事業費の歳出総額に占める割合は13.8%から10.5%に低下しているのに対して、単独事業費は11.5%から17.5%に増加している。単独事業費の割合が補助事業費の割合を初めて上回ったのは昭和63年度であるが、以後その差は拡大し、平成3年度には単独事業費の割合は補助事業費の約1.7倍に達している。さらに、一般財源充当比率を見てみると、平成3年度の一般財源（地方税、地方譲与税および地方交付税の合計）51兆6,808億円のう

ち21.2%が普通建設事業費に充てられている。平成3年度における普通建設事業費に対する充当額は昭和61年度の2.1倍であり、この伸び率は歳出項目中、最も高いものである。このように見てくると、各地方公共団体が積極的に普通建設事業に、その中でも地方単独事業に投資していたことがわかる。

しかし、一般財源の対前年度増減率の推移を見ると、昭和62年度から3年間に渡って、12.2%、11.4%、11.9%と増加したものが、平成2年には6.1%、そして平成3年度には3.6%と増加率が急落してきている。昭和60年代前半の一般財源が拡大している時期に地方公共団体が積極的に単独事業に投資することは理解できるが、平成3年度のように一般財源が3.6%しか増加していない状況で単独事業費を12.9%も増加させる投資行動が「自主的・主体的な活力ある地域づくりや住民生活に身近な生活関連社会資本の整備等を図るため」に適切なものであるかは疑問である。

この意味からも、地方公共団体の投資行動、特に普通建設事業に対する投資行動を研究する事は重要である。地方公共団体の投資行動の決定要因としては多様なもの考えられるが、岸・米原(1970)では決定要因として人口増加率、人口、人口密度、1人当たり歳入額等を考慮している。また、斎藤(1989)では人口規模に着目して市町村の投資行動が分析されている。

しかし、これらは普通建設事業にたいする地域住民の需要サイド、あるいは、投資に対する短期的コストからの分析であり、これらの観点から、近年における急激な地方単独事業の増加を説明することは困難であろう。逆に、高寄(1988)は次のように論じている。「地方自治体としては地方債許可基準に示された起債条件に微に入り細にわたって、最も有利な条件の起債を発行していこうという発想にとりつかれてしまう。そして地域としての事業そのものの効果性よりも、国策のルールに乗って財源的に恵まれた事業を選択しようとする選好性が働くのは当然である。」(p.17)

地方における生活関連社会投資に対する需要は高いものであるが、近年における普通建設費の急増には中央政府の政策的側面が大きく影響していることは確かなことであろう。

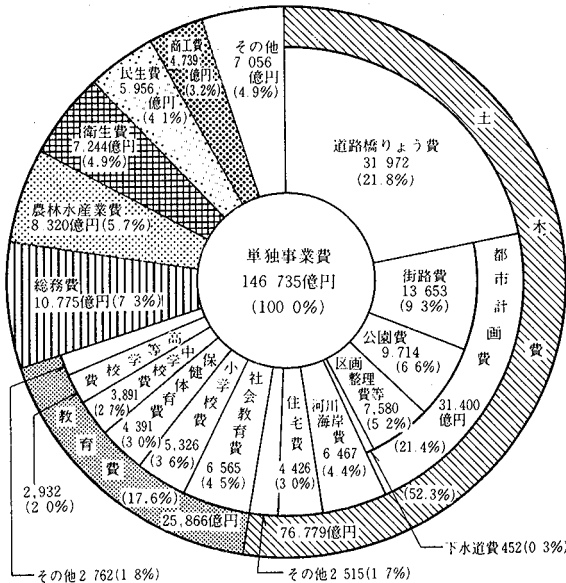
平成4年度の地方財政計画においては、「自主的・主体的な活力のある地域づくりや住民生活に直結した社会資本の整備等を推進するために」地方単独事業費が14兆7,

972 億円 (対前年度比 11.5%増) 計上された。さらに平成 4 年度 8 月には公共投資等の拡大を内容とする「総合経済対策」が決定され、地方公共団体においても公共事業の施行促進が図られると共に、補正予算により単独事業費の大幅な追加計上 (8,603 億円) がなされ、景気対策に配慮した地方単独事業が積極的に推進された。また、平成 5 年度の地方財政計画においては、「景気に十分配慮しつつ、……」と景気対策を前面に出し、地方単独事業費として 16 兆 5,772 億円 (対前年度比 12.0%増) を計上している。我々は、この背後に大量の地方債 (一般単独事業債) が発行され続けていることに注意しておくことが必要である。

では、「自主的・主体的な活力のある地域づくりや住民生活に直結した社会資本の整備等を推進するために」、あるいは景気対策として積極的になされている地方単独事業とはどのようなものであろうか。『平成 5 年度 地方財政白書』に平成 3 年度における単独事業費の目的別内容の状況が掲載されている (図 1)。それによると単独事業費の内でも最も高い割合を占めているのが土木費の 7 兆 6,779 億円 (52.3%) で、次いで教育費の 2 兆 5,866 億円 (17.6%) となっており、この 2 つで単独事業費総額の 70% を占めている。また、土木費の内訳では道路橋梁費、都市計画費が高い割合を占めている。これらの数字を昭和 56 年度と比較すると単独事業費総額が 2.5 倍になっているが、土木費は 3 倍、教育費は 1.9 倍と土木費の伸びが単独事業費の伸びに大きく寄与している。また、土木費の内訳では道路橋梁費が 21.8%、都市計画費が 21.4% を占めている。これから、近年における地方単独事業費の伸びが道路橋梁費や都市計画費などの土木費の増加によってもたらされていることがわかる。また、地方単独事業費の財源構成比の推移を見ると、一般財源等の比率は平成元年度以降は次第に減少してきており平成 3 年度は 62.9% となっている。一方、地方債の比率は低下傾向であったが、平成 3 年度は 24.1% と上昇傾向に転じている。

このような地方単独事業の急増の一つの契機となったのは、「全国各地域が、それぞれの地域の特色を活かして、自主的・主体的に個性豊かな地域づくりを進め、誇りと愛着の持てる地域を作りあげていく」として、昭和 63 年度から平成元年度にかけて実施された「1 億円事業」であろう。また、平成 2 年度に策定された「公共投資基本計画」においては、平成 3 年度から平成 12 年度までの 10 年間における公共投資総額を

図1 単独事業費の目的別内訳（平成3年度）



出所：地方財政白書

約 430 兆円とし、公共投資のうち的生活環境・文化機能に係わるものの割合を 50%前半から 60%程度を目標に増加させることになっていることも大きく影響している。

「公共投資基本計画」にあるように、これから公共投資は住民生活に密着した生活関連の社会資本の整備が重点となるため、地方公共団体の役割、特に地方単独事業に対する中央政府の期待は大きい。しかし、このような地方単独事業の推進に対する中央政府からの主な支援は、

- ・地方財政計画における単独事業費の確保（一般単独事業債の増加）
- ・「まちづくり特別対策事業」、「地域づくり推進事業」、「地域福祉推進特別対策事業」等の地方債と地方交付税を組み合わせた各種事業の奨励

であり、地方財政の基盤強化ではなく、多くを地方債発行に頼ろうとするものである。⁽⁶⁾

「公共投資基本計画」推進のための地方債発行に加え、バブル崩壊後の景気低迷による一般財源の伸びの低下を考慮すれば、地方公共団体の地方債に依存する割合は今後、

さらに上昇すると考えられる。

V 今後の地方債

「公共投資基本計画」の推進、あるいは景気対策の手段として、また財源不足に対処するために、今後も地方債は大量に発行され続ける可能性が高い。本稿の最後として、地方債の大量発行に対する歯止めの可能性について考察することにする。

地方債は国債とは異なり、昭和20年代から現在まで発行され続けてきた原因として、

- ① 地方債発行の資金は主に政府資金であるため、国債発行のように、民間資金を圧迫してクラウディング・アウトを生じさせたり、通貨の過大な供給を通じてインフレーションを引き起こす可能性がないこと。このことは、中央政府にとって、起債の許可制を通じて政策の地方への浸透を裁量的に行えることを可能にしている。
- ② 国家財政においては、たとえ「建設国債」でも税制上の赤字であるのに反して、地方債は戦後地方財政の初期から発行され続けているために、地方財政においては赤字としてではなく、歳入項目の一つとして定着し一種の「補助金」となっている。このため、地方公共団体は地域における有用性が低い事業にまで着手する傾向が出てくる。

などが考えられる。

地方債問題の多くは起債の許可制と関連するが、中央政府はもちろんのこと、地方公共団体においても、許可制の裏にある元利償還財源の保障制度のため、起債の許可制を廃止する機運には至らないであろう。これらのことから将来、地方債の大量発行に歯止めがかかることがあるとすれば、それは大量の地方債発行を可能としている資金面における変化と考えられる。

借入先別の地方債発行額の推移を見てみると、高度経済成長期においては政府資金

(6) ただし、特別の政策目的をもって許可された地方債は、地方公共団体の財政負担を軽減する措置がとられている。

の構成比は60%であった。しかし、昭和50年の財源不足の際に政府資金の減少および民間資金の増大がみられ、昭和50年度には、政府資金が27.1%に減少したのに対して市中銀行が53.6%までに増加した。

表1は近年の借入先別発行額をみたものである。また、表2は地方債資金の分類である。地方債の資金は大きく「国内資金」と「国外資金」に区分される。このうち、国外資金は神戸市がポートアイランド建設のために西ドイツで発行したものや、横浜市が「みなとみらい21」計画のためにスイスで発行した外貨債などが挙げられるが、発行総額に占める割合は無視できるものである。

「国内資金」は政府資金、公庫資金、民間等資金、交付公債、一般会計貸付等、特定資金よりなる。交付公債、一般会計貸付等はさほど大きな割合を占めるものではない。また、特定資金は昭和62年度に創設されたNTTの株式売却収入による無利子貸付である。このようにみえてくると、地方債の資金として重要なものは、政府資金、公庫資金、民間等資金である。しかし、公庫資金である公営企業金融公庫は、昭和32年に、地方公共団体の公営企業の地方債に資金を融資する目的で設立された機関であるが、昭和52年度以降は一般会計事業である地方道路整備事業、河川等整備事業、高等学校整備事業における地方債も融資対象となっており、公庫資金の原資の大部分が財政投融资資金であることから、政府資金と合わせて財政資金と呼ばれる。

(1) 財政資金

昭和51年度には27.1%まで低下した政府資金の割合はその後、再び上昇し、平成3年度には41.4%となっている。公庫資金を加えた財政資金の割合は46.1%となり、地方債の資金としては最大のものである。また、平成3年度における地方債発行に対する増加寄与率を計算してみると、政府資金が30.0%、公庫資金が4.7%となっている。

(表1参照)

『財政統計』より財政資金の主力となっている財政投融资の現状をみると、平成5年度当初計画における財政投融资の原資総額は、46兆7,706億円で、その80.5%が資金運用部資金であり、簡易保険資金が15.1%を占めている。財政資金の今後を動向を考える上で重要となるのは、資金運用部資金の中の郵便貯金であろう。平成5年度当初計画における郵便貯金の原資総額に占める割合は22.2%である。郵便貯金はこれまで

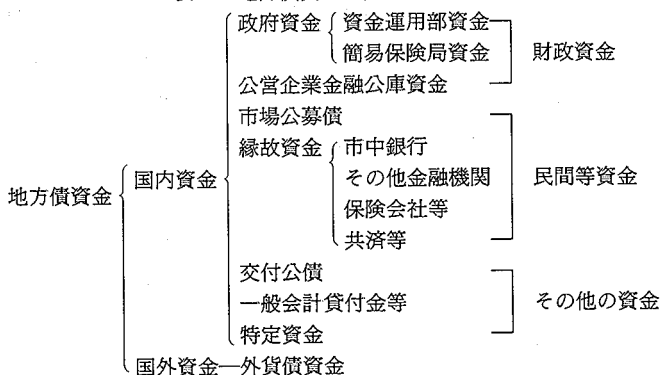
表1 地方債借入先別発行状況

(単位：％，億円)

区 分	S56	S61	H 2	平成3年度			
	構成比	構成比	構成比	実 数	構成比	増減率	寄与率
(財政資金)							
政府資金	45.1	54.8	43.2	30,058	41.4	11.1	30.0
資金運案部	33.4	39.9	32.7	23,173	31.9	13.3	27.2
簡易保険局	11.7	14.9	10.5	6,885	9.5	4.3	2.8
公営企業金融公庫	9.3	6.2	4.7	3,445	4.7	16.1	4.7
財政資金計	54.4	61.0	47.9	33,503	46.1	11.6	34.7
(民間等資金)							
市場公募債 (縁故債)	7.9	7.6	7.7	4,914	6.8	1.6	0.8
市中銀行	28.6	22.7	20.6	17,807	24.5	38.1	49.1
その他の金融機関	3.8	3.0	3.6	2,712	3.7	20.4	4.6
保険会社等	0.6	0.6	0.5	343	0.5	12.4	0.4
共済等	1.9	2.4	2.5	1,811	2.5	16.1	2.5
縁故債計	34.9	28.7	27.2	22,673	31.2	33.3	56.5
民間等資金計	42.8	36.3	34.9	27,587	38.0	26.3	57.3
(その他の資金)							
交付公債	0.0	0.0	0.0	3	0.0	-63.6	0.0
国の予算貸付・政府 関係機関貸付	2.4	2.5	3.0	2,338	3.2	24.6	4.6
その他	0.4	0.2	0.2	44	0.1	-7.4	-0.1
特定資金	0.0	0.0	14.0	9,115	12.6	3.8	3.3
その他の資金計	2.8	2.7	17.2	11,500	15.9	7.3	7.8
総 計	100.0	100.0	100.0	72,590	100.0	16.0	100.0

出所：地方財政白書より作成

表2 地方債資金の分類



種々の恩典などにより、順調にその残高を増加させてきたが、恩典の廃止、金利自由化が進む中、国民の金利選好の強まりをうけ、将来もその地位を維持できるかは疑問である。

さらに、昭和50年度と同様に財政難にある中央政府が今後、地方債により多くの財政資金を投入できる可能性は小さい。このように考えてくると、財政資金は将来も地方債の財源として大きな役割を占めるであろうが、民間等資金に依存する傾向がさらに高まると思われる。

(2) 民間等資金

民間等の資金に頼る地方債としては、市場公募債と縁故債がある。市場公募債は地方公共団体が公社債市場において公募に依って調達する資金である。発行できる団体は財政能力の大きい大都市や一部の都道府県に限られ、現在、13都道府県と12指定都市が発行しているに過ぎない。⁽⁷⁾表1からもわかるように、平成3年度において、市場公募債は発行総額の6.8%を占め、大きな変動はないものの低下傾向にある。また、平成3年度の地方債増発においても増加寄与率は0.8%と極めて低い。

民間等資金の主力となっているのは市中銀行などからの縁故債である。平成3年度において、縁故債の発行総額に占める割合は31.2%となっており、政府資金の41.4%に次ぐものとなっている。また、増加寄与度をみると、56.5%と地方債増加の半分以上が縁故債の増加によるものである。縁故債の大半は市中銀行（都市銀行、地方銀行および長期信用銀行）のものであり、その5割が地方銀行のものである。

「公共投資基本計画」の推進、あるいは景気対策の手段として、また財源不足に対処するために、今後も地方債は大量に発行され続ける可能性が高い。それを支えるべき資金面をみると、財政資金は今後も大きな役割を占めると思われるが、昭和50年の財政危機の際と同様に民間等資金に大きく依存しなくてはならない状況が続くと考えられる。しかし、今回の財政危機においては、歳入の多くを事業税に頼っている都市の

(7) 13都道府県：東京、大阪、兵庫、北海道、神奈川、静岡、愛知、広島、福岡、宮城、埼玉、千葉、京都

12指定都市：横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、札幌、川崎、北九州、福岡、広島、仙台、千葉

収不足が一つの特徴であり、このような状況下で、市場公募債に資金の多くを期待することはできない。また、金融自由化の渦中にある地方銀行が従来どりの縁故債を引き受けることができるかは疑問であろう。

参 考 文 献

- 大野拓行(1988)「地方財政モデルによるシミュレーション分析」『地方財政政策の数量分析』多賀出版
- 大野拓行(1991)「地方財政モデルの改訂」香川大学経済論叢 第64巻2・3号
- 大野拓行(1992)「地方財政の計量モデルによる分析」『多部門経済モデルの実証研究』創文社
- 兼村高文(1988)「現下地方債の制度と理論」『現代地方財政の展開』税務経理協会
- 斎藤慎(1989)『政府行動の経済分析』創文社
- 斎藤慎・林宣嗣・中井英雄(1991)『地方財政論』サイエンス社
- 岸昌三・米原淳七朗(1970)『地方財政のすがた』東洋経済新報社
- 高寄昇三(1988)『現代地方債論』剋草書房
- 和田八束・野呂昭朗編(1992)『現代の地方財政』有斐閣
- 渡辺精一(1993)『入門地方財政論』有斐閣
- 地方債制度研究会編(1991)『平成3年度 地方債の手引き』地方財務協会
- 自治省編『地方財政白書』大蔵省印刷局
- 自治省財政局地方債課監修『地方債統計年報』地方債協会
- 地方財政調査会『地方財政統計年報』地方財務協会